

1. 事業の概要

1. 1 兵庫県における感染症発生動向調査システム

図1に患者情報に関する兵庫県感染症発生動向調査システムを示す。コンピュータ・オンライン・システムは、結核およびその他の感染症の患者情報を迅速に収集、解析、還元することにより、適切な予防措置を講じ、流行を未然に防止することを目的として、1987年に結核・感染症サーベイランスシステムとして導入された。1992年以降は厚生行政総合情報システム（WISH）上での運用となり、1998年に対象疾病の若干の増加と一部疾病名の変更および患者の年齢階級区分の変更が行われた。同時にシステムの名称も兵庫県結核・感染症発生動向調査システムと改められた。

1999年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」が施行された。これに伴い、当研究センター内に基幹地方感染症情報センターが設置され、政令市を含む兵庫県全域の感染症情報の集計・解析・情報還元の中核を担うこととなった。

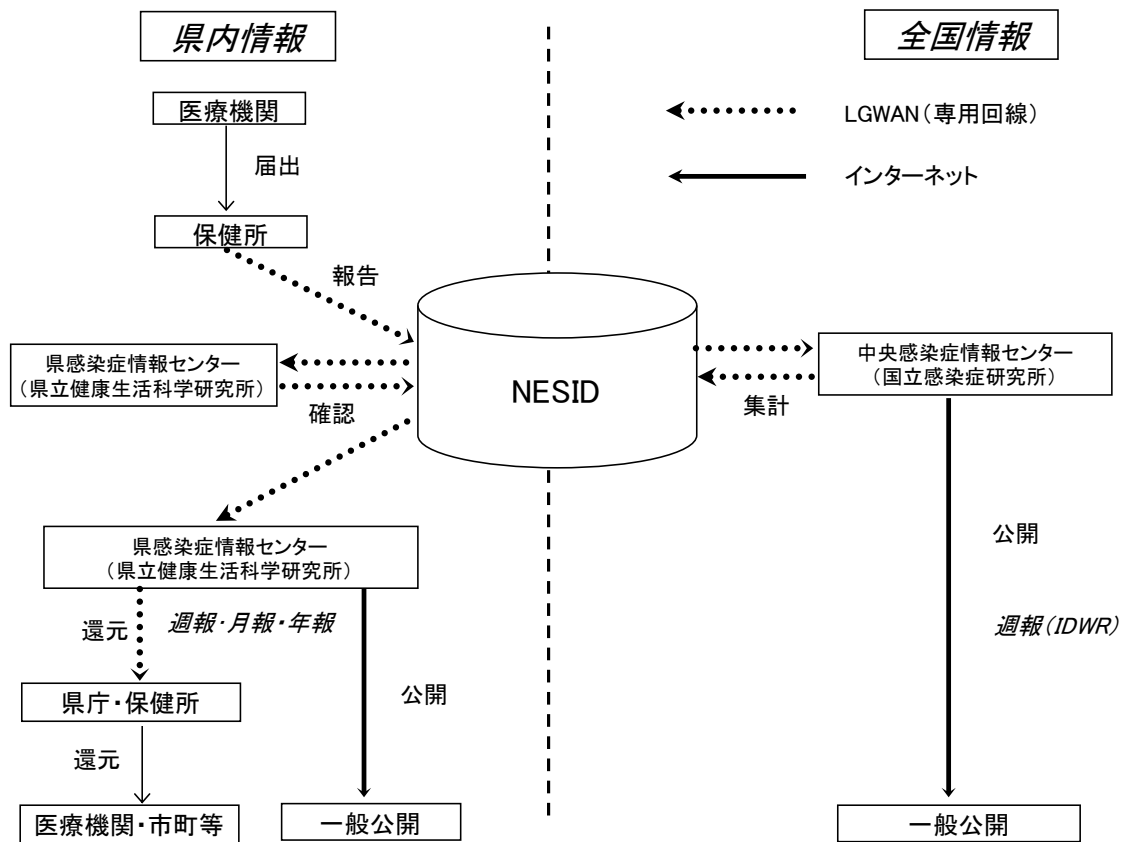
なお、この時点では結核予防法は感染症法に一元化されず、結核は感染症発生動向調査の対象疾病とはならなかった。2003年11月5日の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」の施行に伴い感染症発生動向調査も一部変更された。

2006年4月からは感染症発生動向調査システムが全面的に新しくなった。従来、収集された情報は全国の保健所、都道府県及び政令市、国の各レベルで集積され、そのためのデータベースプログラムが各組織に配布されていたが、新システム（NESID）では、これらの情報はブラウザで取り扱われて、国レベルで一元管理されることになった。ネットワークは従来どおりWISHを用い、インターネットからは隔離されたクローズドなイントラネットとなっている。回線は国と全国の地方自治体を相互接続した広域ネットワークであるLGWAN（総合行政ネットワーク）を用いている。新システムにより、情報伝達の迅速化、セキュリティ向上、対象疾病等に変更があった場合の迅速対応（全国にプログラムを配布し、インストールする必要がないため）が図られた。

2007年4月の感染症法の改正では、発生動向調査対象疾病の類型分けの変更や結核予防法の統合等がなされた。感染症法の改正がその後も行われた結果、2016年12月31日現在の対象疾病は疑似症を含めて114疾病（表1、表2）となっている。

当感染症情報センターでは、表1、表2に示す感染症発生動向調査システムの対象疾病である一類～五類感染症、新型インフルエンザ等感染症の合計112疾病（疑似症を除く）のうち、全数把握対象疾病（87疾病）については県内すべての医療機関からの患者発生届出を、定点把握対象疾病（25疾病）については県内に指定された医療機関（全294定点）からの報告を、保健所を通じて集計・解析し、感染症の動向に関するコメント・グラフを付し週報、月報及び年報として保健所、市町、医師会、医療機関等に還元するとともに、ホームページを通じて広く県民に公開している。

図1 兵庫県感染症発生動向調査システム



NESID : National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseases 厚生労働省感染症サーベイランスシステム

表1 全数把握の対象疾病 (87疾病)

(2016年12月31日現在)

	対象疾病
一類感染症(7疾病)	(1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)痘そう、(4)南米出血熱、(5)ペスト、(6)マールブルグ病、(7)ラッサ熱
二類感染症(7疾病)	(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア、(11)重症急性呼吸器症候群 ^A 、(12)中東呼吸器症候群 ^B 、(13)鳥インフルエンザ(H5N1)、(14)鳥インフルエンザ(H7N9)
三類感染症(5疾病)	(15)コレラ、(16)細菌性赤痢、(17)腸管出血性大腸菌感染症、(18)腸チフス、(19)パラチフス
四類感染症(44疾病)	(20)E型肝炎、(21)ウエストナイル熱 ^C 、(22)A型肝炎、(23)エキノコックス症、(24)黄熱、(25)オウム病、(26)オムスク出血熱、(27)回帰熱、(28)キャサヌル森林病、(29)Q熱、(30)狂犬病、(31)コクシジオイデス症、(32)サル痘、(33)ジカウイルス感染症 ¹ 、(34)重症熱性血小板減少症候群 ^D 、(35)腎症候性出血熱、(36)西部ウマ脳炎、(37)ダニ媒介脳炎、(38)炭疽、(39)チクングニア熱、(40)つつが虫病、(41)デング熱、(42)東部ウマ脳炎、(43)鳥インフルエンザ ^E 、(44)ニパウイルス感染症、(45)日本紅斑熱、(46)日本脳炎、(47)ハンタウイルス肺炎候群、(48)Bウイルス病、(49)鼻疽、(50)ブルセラ症、(51)ベネズエラウマ脳炎、(52)ヘンドラウイルス感染症、(53)発しんチフス、(54)ボツリヌス症、(55)マラリア、(56)野兔病、(57)ライム病、(58)リッサウイルス感染症、(59)リフトバレー熱、(60)類鼻疽、(61)レジオネラ症、(62)レプトスピラ症、(63)ロッキー山紅斑熱
五類感染症(22疾病)	(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎 ^F 、(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(67)急性脳炎 ^G 、(68)クリプトスポリジウム症、(69)クロイツフェルト・ヤコブ病、(70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(71)後天性免疫不全症候群、(72)ジアルジア症、(73)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(74)侵襲性髄膜炎菌感染症、(75)侵襲性肺炎球菌感染症、(76)水痘(入院例に限る)、(77)先天性風しん症候群、(78)梅毒、(79)播種性クリプトコックス症、(80)破傷風、(81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(82)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(83)風しん、(84)麻しん、(85)薬剤耐性アシネトバクター感染症
新型インフルエンザ等感染症(2疾病)	(111)新型インフルエンザ、(112)再興型インフルエンザ

^A 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。^B 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。^C ウエストナイル脳炎を含む。^D 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。^E H5N1及びH7N9を除く。^F E型肝炎及びA型肝炎を除く。^G ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。¹ 2016年2月15日より追加。

表2 定点把握対象疾病 (五類感染症、疑似症)

(2016年12月31日現在)

患者定点	対象疾病
小児科定点(週報) 129定点、11疾病	(86)RSウイルス感染症、(87)咽頭結膜熱、(88)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(89)感染性胃腸炎、(90)水痘、(91)手足口病、(92)伝染性紅斑、(93)突発性発しん、(94)百日咳、(95)ヘルパンギーナ、(96)流行性耳下腺炎
インフルエンザ定点(週報) 199定点、1疾病	(97)インフルエンザ ^H
眼科定点(週報) 35定点、2疾病	(98)急性出血性結膜炎、(99)流行性角結膜炎
STD定点(月報) 46定点、4疾病	(100)性器クラミジア感染症、(101)性器ヘルペスウイルス感染症、(102)尖圭コンジローマ、(103)淋菌感染症
基幹定点(週報) 14定点、6疾病	(97)インフルエンザ ^H ※ただし、入院患者に限定する。 (89)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(104)クラミジア肺炎(オウム病を除く)、(105)細菌性髄膜炎 ¹ 、(107)マイコプラズマ肺炎、(108)無菌性髄膜炎
基幹定点(月報) 14定点、3疾病	(106)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(109)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110)薬剤耐性緑膿菌感染症
疑似症 ² 295定点	法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (113)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)、(114)発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該感染症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかなる場合を除く。)

^H 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。¹ インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。² 汎用サーベイランスシステムで実施。

1. 2 地域の区分と地域別定点数

図2に、二次医療圏を単位とする地域の区分を示す。表3に、五類感染症の地域別定点数と人口の関係を示す。

2016年の定点数は、インフルエンザ199定点、小児科129定点、眼科35定点、STD46定点、基幹14定点である。

図2 地域の区分

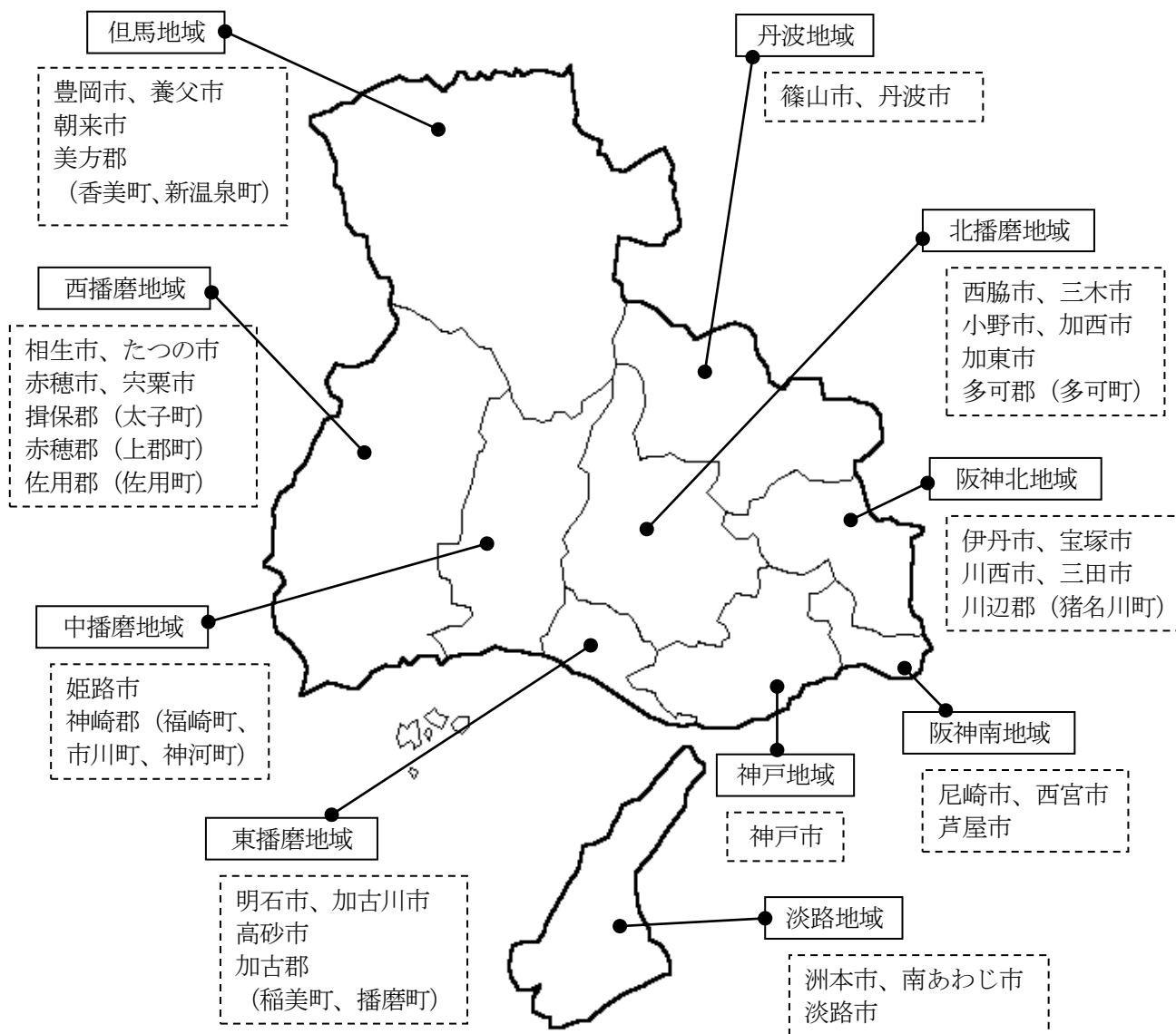


表3 地域別定点数と人口の関係

区分	人口 (万人)	人口比 (%)	インフルエンザ定点		小児科定点		眼科定点		STD定点		基幹定点	
			定点数	定点あたりの人口 (万人)	定点数	定点あたりの人口 (万人)	定点数	定点あたりの人口 (万人)	定点数	定点あたりの人口 (万人)	定点数	定点あたりの人口 (万人)
神戸地域	153.7	27.8	48	3.2	31	5.0	10	15.4	12	12.8	3	51.2
阪神南地域	103.6	18.8	32	3.2	21	4.9	7	14.8	8	12.9	2	51.8
阪神北地域	72.1	13.1	21	3.4	14	5.1	4	18.0	5	14.4	0	—
東播磨地域	71.6	13.0	25	2.9	16	4.5	5	14.3	6	11.9	1	71.6
北播磨地域	27.1	4.9	13	2.1	8	3.4	2	13.6	3	9.0	1	27.1
中播磨地域	57.8	10.5	21	2.8	14	4.1	4	14.5	5	11.6	1	57.8
西播磨地域	25.8	4.7	14	1.8	9	2.9	1	25.8	2	12.9	2	12.9
但馬地域	16.8	3.0	11	1.5	7	2.4	1	16.8	2	8.4	2	8.4
丹波地域	10.5	1.9	6	1.8	4	2.6	0	—	1	10.5	1	10.5
淡路地域	13.4	2.4	8	1.7	5	2.7	1	13.4	2	6.7	1	13.4
合計	552.3	100.0	199	2.8	129	4.3	35	15.8	46	12.0	14	39.5

(人口:2016年7月1日推計人口)